

添付法令資料 4 :

決済のための QR コード国家基準の実施に関する 2019 年 8 月 16 日付インドネシア
中央銀行理事会規定 No.21/18/PADG/2019 (目次)
同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 決済 QR コードの利用範囲 (第 2 条及び第 3 条)
- 第 3 章 決済 QR コード国家基準 (QR コードインドネシア基準) (第 4 条ないし第 9 条)
- 第 4 章 決済 QR コード国家基準の取引処理
 - 第 1 節 決済 QR コード国家基準の取引処理における当事者 (第 10 条)
 - 第 2 節 決済システム・サービス実施者 (第 11 条ないし第 13 条)
 - 第 3 節 スイッチング機構 (第 14 条)
 - 第 4 節 マーチャント・アグリゲーター (第 15 条)
 - 第 5 節 ナショナル・マーチャント・リポジトリ (第 16 条)
 - 第 6 節 決済 QR コード国家基準の取引処理における義務 (第 17 条)
 - 第 7 節 単一国家インドネシア共和国領域外において管理される財源及び／又は発行された決済手段を利用する決済取引のための決済 QR コード国家基準の利用 (第 18 条ないし第 20 条)
- 第 5 章 報告及び監督 (第 21 条及び第 22 条)
- 第 6 章 連絡 (第 23 条)
- 第 7 章 制裁賦課手続 (第 24 条)
- 第 8 章 経過規定 (第 25 条ないし第 27 条)
- 第 9 章 終則 (第 28 条)